

令和元年12月5日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷博司 殿

鎌倉投信株式会社  
代表取締役 社長 鎌田 恭幸 印

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	435,000千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	56,550株
最近5年間における資本金の額の増減：	
平成27年7月21日	資本金 435,000千円に増資

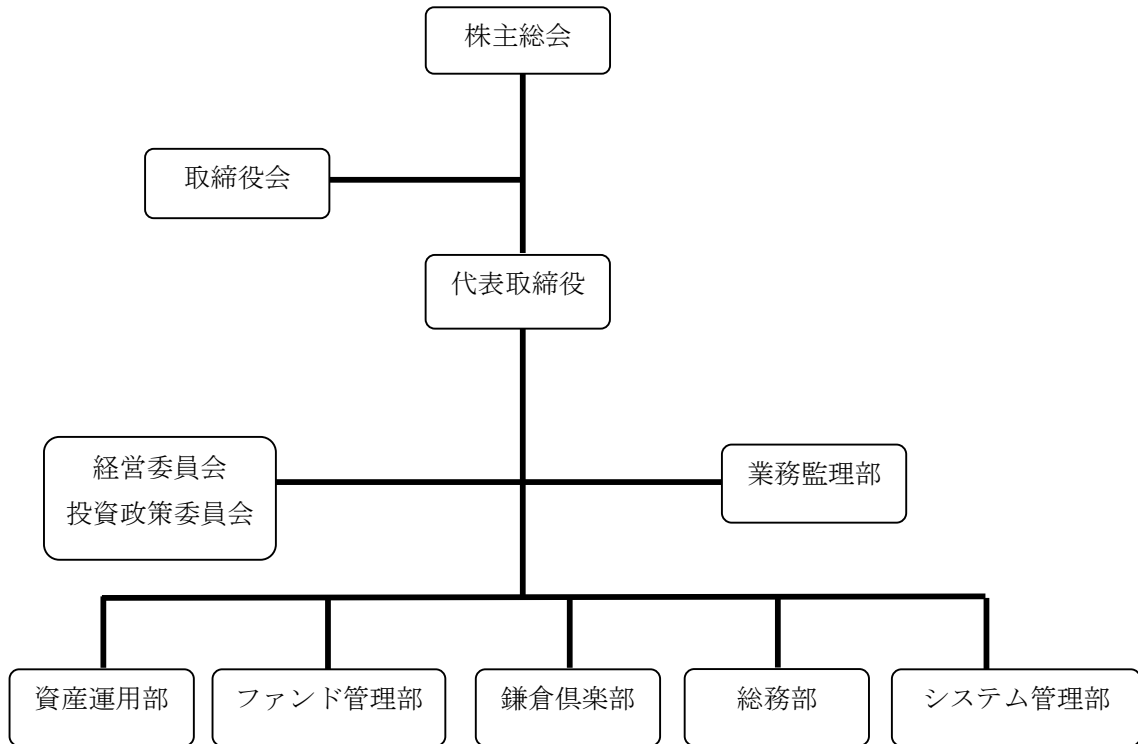
#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

当社では、受託者責任を全うし社会への貢献を行うべく、適切に業務運営を遂行し、最善の資産運用サービスを提供するために必要な会社の組織機構・業務分掌ならびに職位および職務権限の大綱を定め、職務遂行上の基準を明確にすることによって、業務の公正な運営体制の確立と責任体制の明確化を図っています。

会社の業務運営の組織体系は、取締役会、代表取締役、各業務関連部（総務部、システム管理部、鎌倉倶楽部、ファンド管理部、業務監理部、資産運用部）によって構成されています。

## ②組織図



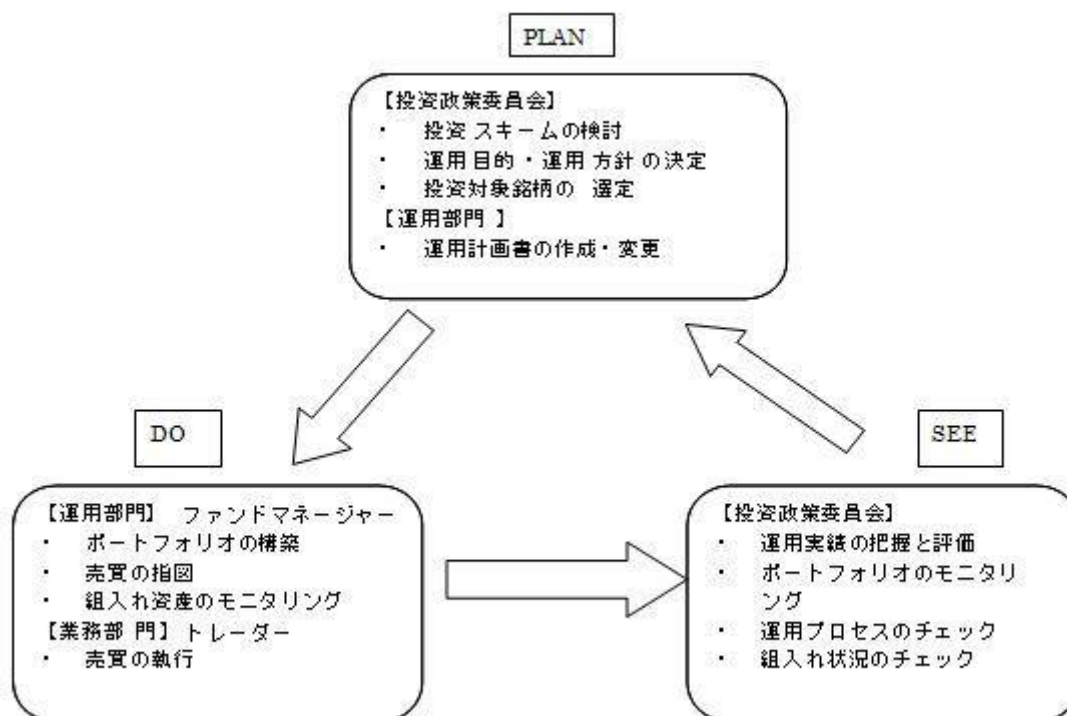
取締役会は取締役全員をもって構成し、会社の重要な業務遂行において決定を行うとともに、その執行結果に対する評価および監査を行います。

代表取締役社長は、会社を総攬し、全般の業務遂行について指揮します。また、取締役は、代表取締役社長の指揮下にあつてこれを補佐し、代表取締役社長の命ずる一定の部の業務を担当して、その業務執行を指揮調整します。

一方で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を包括する内部管理は経営の重要課題だと認識しています。そのため、他業務とは独立した業務監理部を設置し、業務監理部長が専従の内部管理の責任者となり、内部管理体制の整備・強化を図っています。

さらに、会社の運営体制をより強固なものにするため、経営全般に関する事項について、報告・連絡・協議・審議・決定を行う「経営委員会」、資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションを検討・決定し、あわせて運用の成果を分析する「投資政策委員会」を設置しています。

### ③運用の意思決定機構



#### <投資政策委員会> (5~6名程度)

- ・社長、ファンドマネージャー、業務監理部長、ファンド管理部長、鎌倉倶楽部長がメンバーとなり、資産運用部長を議長として、原則として毎月1回開催します。
- ・運用目的・運用方針、投資対象銘柄等を審議・決定するほか、運用実績やポートフォリオのモニタリングや評価を行います。
- ・運用のリスク管理やコンプライアンスの観点から運用プロセスや組入状況の検証も行われます。

#### <ファンドマネージャー> (4名)

- ・一度投資した銘柄については長期保有するという当社の長期投資の運用スタイルを前提に、投資政策委員会において決定された運用目的・運用方針、投資対象銘柄等に基づき、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・「運用計画書」にしたがって運用を行い、運用実績について「運用実績報告書」を作成します。

#### <業務監理部> (1名)

- ・リスク管理やコンプライアンス面から、当社の業務全般に対して業務監理部が内部管理の統括を行います。
- ・業務監理部長は投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・業務監理部は、資産運用部やファンド管理部の報告等に基づき、必要に応じてアドバイス、注意喚起、警告を行います。

#### <ファンド管理部トレーダー> (3名)

- ・ファンド管理部に所属するトレーダーがファンドに係る有価証券等の売買業務を行います。
- ・トレーダーは、ファンドマネージャーから売買等の依頼を受け、取引を執行します。
- ・有価証券等の売買発注において、売買執行に収益の源泉を求めています。

- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

運用体制等は、有価証券届出書作成基準日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 事業の内容および営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行います。

令和元年11月末現在における、当社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は41,135百万円です。

## 3. 委託会社等の経理状況

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）は、イデア監査法人の監査を受けています。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	163,928	137,011
直販顧客分別金信託	494,925	501,275
未収委託者報酬	68,997	75,778
その他	3,586	3,838
流動資産合計	731,437	717,904
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	15,636	19,103
構築物	224	187
器具備品	6,174	8,044
有形固定資産合計	22,035	27,335
無形固定資産		
ソフトウェア	21,948	23,044
無形固定資産合計	21,948	23,044
投資その他の資産		
敷金	5,808	5,808
長期前払費用	2,566	2,239
繰延税金資産	86,136	85,467
投資その他の資産合計	94,510	93,514
固定資産合計	138,495	143,893
資産合計	869,932	861,798
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2	
短期借入金	274,925	281,275
一年内償還予定の社債	100,000	150,000
預り金	13,528	10,636
顧客預り金	71,116	7,940
未払金	7,431	9,775
未払費用	7,579	8,846
未払法人税等	8,457	7,410
未払消費税等	6,226	4,928
流動負債合計	489,265	480,813
固定負債		
社債	150,000	100,000
固定負債合計	150,000	100,000
負債合計	639,265	580,813
純資産の部		

株主資本		
資本金	435,000	435,000
資本剰余金		
資本準備金	130,500	130,500
資本剰余金合計	130,500	130,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△334,832	△284,515
利益剰余金合計	△334,832	△284,515
株主資本合計	230,667	280,984
純資産合計	230,667	280,984
負債・純資産合計	869,932	861,798

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	296,026	361,604
営業収益合計	296,026	361,604
営業費用		
支払手数料	56,486	64,486
広告宣伝費	2,190	2,613
委託計算費	20,169	26,578
営業雑経費	26,537	21,657
通信費	8,498	6,962
印刷費	8,459	6,012
協会費	845	854
その他	8,734	7,828
営業費用合計	105,384	115,336
一般管理費		
給料	76,484	98,392
役員報酬	24,750	26,625
給料手当	47,734	66,548
賞与	4,000	5,219
旅費交通費	4,077	5,781
租税公課	4,181	4,978
不動産賃借料	2,160	8,619
固定資産減価償却費	12,838	14,245
消耗品費	1,752	3,828
法定福利費	11,647	13,890
支払報酬	2,710	2,527
支払手数料	8,438	20,161

その他	8,563	10,825
一般管理費合計	132,855	183,251
営業利益	57,787	63,016
営業外収益		
受取利息	39	33
講演料収入	2,640	1,126
著作権使用料	313	185
補助金収入	500	-
雑収入	98	60
営業外収益合計	3,592	1,406
営業外費用		
社債利息	5,489	3,358
支払利息	1,068	1,454
雑損失	111	127
営業外費用合計	6,669	4,940
経常利益	54,710	59,481
税引前当期純利益	54,710	59,481
法人税、住民税及び事業税	7,360	8,495
法人税等調整額	△26,302	669
法人税等合計	△18,941	9,164
当期純利益	73,651	50,317

### (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△408,483	△408,483	157,016	157,016
当期変動額							
当期純利益				73,651	73,651	73,651	73,651
当期変動額 合計	-	-	-	73,651	73,651	73,651	73,651
当期末残高	435,000	130,500	130,500	△334,832	△334,832	230,667	230,667

当事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益剰 余金			
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△334,832	△334,832	230,667	230,667
当期変動額							
当期純利益				50,317	50,317	50,317	50,317
当期変動額 合計	-	-	-	50,317	50,317	50,317	50,317
当期末残高	435,000	130,500	130,500	△284,515	△284,515	280,984	280,984

## 注記事項

## (重要な会計方針)

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～24年  
構築物 15年  
器具備品 3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

## 2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

## (表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」5,957千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」86,136千円に含めて表示しています。



(損益計算書)

1. 前事業年度において、区分掲記していた「営業費用」の「マイナンバー業務委託費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」に表示していた「マイナンバー業務委託費」570千円、「その他」8,164千円は、「その他」8,734千円として組み替えています。

2. 前事業年度において、「一般管理費」の「その他」に含めて表示していた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「その他」に表示していた「支払手数料」8,438千円は、「支払手数料」として組み替えています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	7,824千円	9,012千円
構築物	670千円	707千円
器具備品	3,656千円	7,093千円

※2 担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
短期借入金	274,925千円	281,275千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

短期借入金は、直販顧客分別金信託に充当することを目的としたものであり、支払期日は1か月以内です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、流動性リスクがあると認識しています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

- ・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注) 2. をご参照ください）

前事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	163,928	163,928	—
(2) 直販顧客分別金信託	494,925	494,925	—
(3) 未収委託者報酬	68,997	68,997	—
資産計	727,851	727,851	—
(1) 短期借入金	274,925	274,925	—
(2) 社債 (※1)	250,000	250,966	966
(3) 未払金	7,431	7,431	—
(4) 未払費用	7,579	7,579	—
(5) 未払法人税等	8,457	8,457	—
(6) 未払消費税等	6,226	6,226	—
負債計	554,620	555,586	966

(※1) 1年以内に期限到来の社債を含めています。

当事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	137,011	137,011	—
(2)直販顧客分別金信託	501,275	501,275	—
(3)未収委託者報酬	75,778	75,778	—
資産計	714,065	714,065	—
(1)短期借入金	281,275	281,275	—
(2)社債(※1)	250,000	249,361	△638
(3)未払金	9,775	9,775	—
(4)未払費用	8,846	8,846	—
(5)未払法人税等	7,410	7,410	—
(6)未払消費税等	4,928	4,928	—
負債計	562,237	561,598	△638

(※1) 1年以内に期限到来の社債を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)短期借入金(3)未払金(4)未払費用(5)未払法人税等(6)未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2)社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
敷金	5,808	5,808

敷金については市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、

時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	163,928	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	494,925	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	68,997	—	—	—
合計	727,851	—	—	—

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	137,011	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	501,275	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	75,778	—	—	—
合計	714,065	—	—	—

(注) 4. 短期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	274,925	—	—	—	—
社債	100,000	150,000	—	—	—
合計	374,925	150,000	—	—	—

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	281,275	—	—	—	—

社債	150,000	-	-	-	100,000
合計	431,275	-	-	-	100,000

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	132,220千円	120,296千円
未払事業税	890千円	977千円
その他	212千円	212千円
繰延税金資産小計	133,323千円	121,486千円
税務上の繰越欠損金に係る評 価性引当額(*2)	-	△36,018千円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	-	-千円
評価性引当額小計(*1)	△47,186千円	△36,018千円
繰延税金資産合計	86,136千円	85,467千円
繰延税金資産(純額)	86,136千円	85,467千円

(\*1) 評価性引当額が11,168千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が11,168千円減少したことに伴うものです。

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	25,521	26,002	27,702	21,899	14,495	4,674	120,296
評価性引当額	16,238	11,432	8,347	-	-	-	36,018
繰延税金資産	9,282	14,569	19,355	21,899	14,495	4,674	(b)84,277

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	
法定実効税率 (調整)	30.54%	法定実効税率 (調整)	30.31%
評価性引当額の増減額	△64.85%	評価性引当額の増減額	△14.36%
住民税均等割等	0.53%	法人税の特別控除額	△ 2.39%
その他	△0.84%	住民税均等割等	0.73%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△34.62%	その他	1.12%
		税効果会計適用後の 法人税等の負担率	15.41%

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)及び当事業年度(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

前事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)及び当事業年度(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

### 1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

#### (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

##### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金 又は出 資金(千 円)	事業内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人 主要株主	鎌田恭幸	—	—	当社代表取 締役	被所有 直接 54.4%	担保の受入	担保の受入 (注1)	274,925	—	—

(注1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役鎌田恭幸より担保の提供を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。

当事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金 又は出 資金(千 円)	事業内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人 主要株主	鎌田恭幸	—	—	当社代表取 締役	被所有 直接 54.7%	担保の受入	担保の受入 (注1)	281,275	—	—

(注1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役鎌田恭幸より担保の提供を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。



(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	4,079円00銭	4,968円78銭
1株当たり当期純利益金額	1,302円42銭	889円78銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	73,651千円	50,317千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益	73,651千円	50,317千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第12期中間会計期間末 (令和元年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	160,139
直販顧客分別金信託	499,322
未収委託者報酬	79,885
その他	4,108
流動資産合計	743,456
固定資産	
有形固定資産	※1
建物	18,397
構築物	171
器具備品	7,529
有形固定資産合計	26,098
無形固定資産	

ソフトウェア		19,763
無形固定資産合計		19,763
投資その他の資産		
敷金		5,808
長期前払費用		2,345
繰延税金資産		71,241
投資その他の資産合計		79,394
固定資産合計		125,257
資産合計		868,714
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2	279,322
一年内償還予定の社債		150,000
預り金		23,065
顧客預り金		9,408
未払金		11,409
未払費用		7,407
未払法人税等		4,740
未払消費税等		3,810
賞与引当金		3,500
流動負債合計		492,665
固定負債		
社債		100,000
固定負債合計		100,000
負債合計		592,665
純資産の部		
株主資本		
資本金		435,000
資本剰余金		
資本準備金		130,500
資本剰余金合計		130,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△289,451
利益剰余金合計		△289,451
株主資本合計		276,048
純資産合計		276,048
負債・純資産合計		868,714

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第 12 期中間会計期間 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬		185,976
営業収益合計		185,976
営業費用		66,268
一般管理費	※1	105,856
営業利益		13,851
営業外収益	※2	218
営業外費用	※3	2,340
経常利益		11,730
税引前中間純利益		11,730
法人税、住民税及び事業税		2,440
法人税等調整額		14,225
法人税等合計		16,666
中間純損失		△4,936

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△284,515	△284,515	280,984	280,984
当中間期変動額							
中間純損失				△4,936	△4,936	△4,936	△4,936
当中間期変動額合計	-	-	-	△4,936	△4,936	△4,936	△4,936
当中間期末残高	435,000	130,500	130,500	△289,451	△289,451	276,048	276,048

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 12 期中間会計期間 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15～24 年 構築物 15 年 器具備品 3～20 年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づき償却しています。</p>
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、支払見込み額を計上しています。
3. 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(中間貸借対照表関係)

第 12 期中間会計期間 (令和元年 9 月 30 日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 19,365 千円</p> <p>※2 担保提供資産および担保付債務 直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れており、これに対応する収納金債権総額は 307,905 千円です。 担保付債務は、次のとおりです。 短期借入金 279,322 千円</p>

(中間損益計算書関係)

第 12 期中間会計期間 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日)
<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 2,557 千円 無形固定資産 4,400 千円</p> <p>※2 営業外収益のうち主なもの 講演料収入 120 千円 印税 82 千円</p>

※3 営業外費用のうち主なもの

社債利息	1,659千円
支払利息	629千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第12期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550株	-株	-株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第12期中間会計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第12期中間会計期間(令和元年9月30日)

(1) 金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません((注)2.を参照ください)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	160,139	160,139	-
(2) 直販顧客分別金信託	499,322	499,322	-
(3) 未収委託者報酬	79,885	79,885	-
資産計	739,348	739,348	-
(1) 短期借入金	279,322	279,322	-
(2) 社債	250,000	249,821	△178
(3) 未払金	11,409	11,409	-

(4) 未払費用	6,626	6,626	—
(5) 未払法人税等	4,740	4,740	—
負債計	552,099	551,920	△178

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金(2) 直販顧客分別金信託(3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 短期借入金(3) 未払金(4) 未払費用(5) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第12期中間会計期間 (令和元年9月30日)
敷金	5,808

敷金については市場価格がなく、かつ将来のキャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(有価証券関係)

第12期中間会計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第12期中間会計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第12期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
1株当たり純資産額	4,881円49銭
1株当たり中間純利益(△損失)金額	△87円29銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。	
1株当たり中間純利益(△損失)の算定上の基礎	
中間純利益	△4,936千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円



普通株式に係る中間純利益  
普通株式の期中平均株式数

△4,936 千円  
56,550 株

(重要な後発事象)

第12期中間会計期間  
(自 平成31年4月1日  
至 令和元年9月30日)

該当事項はありません。

公開日 令和元年12月12日  
作成基準日 令和元年11月28日

本店所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5-9  
お問い合わせ先 総務部

# 独立監査人の監査報告書

令和元年6月4日

鎌倉投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべて

の重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRL データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和元年 11 月 28 日

鎌倉投信株式会社  
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の中間会計期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和元年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。